告示

○内閣府・経済産業省告示第四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約を指定するための基準を定める件（平成二十五年内閣府・経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年六月十九日より適用する。

平成二十六年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充

第一条第一項第二号中「策定されるものに限る。」の下に「以下「計画」という。」を加え、「中小企業再生支援協議会」を「、中小企業再生支援協議会」に改め、「当該」を削り、「策定されること」の下に「又は、株式会社地域経済活性化支援機構の定める準則（計画が租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第一項又は第三十九条の百二十四の二第一項の規定により読み替えられた法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号から第四号までに掲げる要件を満たすこととなる準則として定められたものに限る。）に従って策定されること」を加える。

○法務省告示第二百七十一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十条の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定による指定の件（平成十三年法務省告示第四百四十九号）の一部を次のように改正する。

○厚生労働省告示第二百六十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十九条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月十七日指法三十四号をもって指定した指定法人株式会社シーエーシーは、同項第一号に掲げる要件に該当しなくなったため、同条第二項の規定に基づき平成二十六年四月一日付けで同会社に係る指定を取り消したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

この改正は、平成二十六年五月七日から効力を生ずる。

平成二十六年六月十九日

法務大臣　谷垣　禎一

「高知地方法務局いの支局」を削る。

○法務省告示第二百七十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年六月十九日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　エマ・アレクシス・セイラ・ディーズ
生年月日　千九百八十五年五月二十四日

○法務省告示第二百七十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年六月十九日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　デイビッド・アーレン・リプダール
生年月日　千九百四十七年七月十日

○法務省告示第二百七十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十六年六月十九日

法務大臣　谷垣　禎一

一　指定を受けた者
　氏　名　スコット・ルパート・ニールソン
　生年月日　千九百七十六年十一月十一日
二　指定をした特定外国法
　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの
　連合王国において効力を有し、又は有した法

○厚生労働省告示第二百六十一号

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第六十七条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月十七日指法三十四号をもって指定した指定法人株式会社シーエーシーは、同項第一号に掲げる要件に該当しなくなったため、同条第二項の規定に基づき平成二十六年四月一日付けで同会社に係る指定を取り消したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第二百六十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項の規定により、平成二十六年六月十九日付けで次の法人を同項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

在宅就業支援団体の名称	大和コンピューターサービス株式会社
在宅就業支援団体の住所	東京都中央区日本橋人形町一丁目八番四号
代表者の氏名	今村　勇雄
在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	長崎県長崎市大黒町十一番地八

○農林水産省告示第八百一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十五第二項、第四項及び第五項、第百三十五条第五号並びに第百三十六条第六項の規定に基づき、平成二十五年二月六日農林水産省告示第四百四十八号（畑作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び愛媛県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十五年二月六日農林水産省告示第四百四十八号別表第一及び別表第二の規定は、平成二十六年産の農作物及び蚕繭に係る畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十五年産の農作物及び蚕繭に係る畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百二号

平成二十一年四月二十一日農林水産省告示第五百四十四号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条第二項の規定に基づき大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を次のように定める。

平成二十六年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域（以下「大西洋条約海域」という。）のうち、北緯十度の線以北の西経四十五度の線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の海域（以下「西大西洋の海域」という。）における平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限は、三百三・五〇トンとする。

二　西大西洋の海域以外の大西洋条約海域における平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日までの間の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限は、千百三十九・五五トンとする。